

鎌倉市企業立地整備費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業立地の支援を行い、安定した雇用を創出するため、市内で新たに事業所（サテライトオフィスを含む。）を構えようとする事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「事業者」とは、営利を目的とした神奈川県信用保証協会の信用保証の対象業種に係る事業を営んでいる法人又は個人をいう。
- (2) 「従業員」とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。
- (3) 「製造業」とは、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する大分類Eに分類されている事業をいう。
- (4) 「情報通信業」とは、日本標準産業分類に規定する大分類Gに分類されている事業をいう。
- (5) 「宿泊業」とは、日本標準産業分類に規定する中分類75に分類されている事業をいう。
- (6) 「自然科学研究所」とは、日本標準産業分類に規定する小分類711に分類されている事業をいう。
- (7) 「サテライトオフィス」とは、事業者がその本拠から離れた場所において、従業員がテレワークを行うために設置する、通信環境を備えたオフィスをいう。
- (8) 「シェアオフィス」とは、1事業者だけが、自社のオフィスとして1箇所のオフィスを使うのではなく、複数の事業者で同じオフィスを共有するオフィスをいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、市内に新たに構えた事業所又はサテライトオフィスで3年以上事業を継続する計画があり、鎌倉市企業立地等促進条例（平成29年3月30日条例第47号）第3条の税の軽減を受けられない事業者であって、次に掲げるいずれかの要件を満たす事業者とする。

- (1) 製造業、情報通信業、宿泊業及び自然科学研究所を営む事業者であって、次のいずれかに該当する事業者
 - ア 市内に事業所を有していない事業者で、市内に事業所又はサテライトオフィスを新規で整備する事業者

イ 既に市内に事業所を有している事業者で、市内に従業員の増員（3人以上）を伴う事業所
又はサテライトオフィスを新規で整備する事業者

(2) 市内にシェアオフィスを新規で整備する事業者（ただし、別表第1に掲げるリフォーム補助に限る）。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費及び補助金の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鎌倉市企業立地整備費等補助金交付申請書（第1号様式）に、別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請を行うことができる事業者は、次の要件を満たしている事業者とする。

(1) 市税を完納し、かつ、必要な申告義務を完了していること。

(2) 許可又は認可を必要とする事業については、必要な時期に関係行政庁の許可又は認可を得ていること。

(3) 前各号の他、法令を遵守していること。

3 第1項に掲げる申請は、同一の物件につきリフォーム補助又は賃料（家賃）補助のいずれか1回限りとする。

4 第1項に掲げる申請は、リフォーム補助にあつては当該事業所における工事に着手する前に、賃料（家賃）補助にあつては賃貸借契約後、オフィスを稼働する前に行わなければならない。

5 同年度内に当該事業について、市が実施する他の補助事業の補助を受けた事業は補助対象事業としない。

6 申請者は、第1項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税の簡易課税を選択している場合及び当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないときについては、この限りでない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときはその内容を審査し、補助金の交付について適否を決定して、鎌倉市企業立地整備費等補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(事業計画変更等)

第7条 企業立地整備費等補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の内容に変更が生じた場合又は事業を中止しようとする場合には、速やかに鎌倉市企業立地整備費等補助金変更・中止申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定変更通知)

第8条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、その適否を決定して、鎌倉市企業立地整備費等補助金変更等承認（不承認）決定通知書（第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、当該申請に係る事業が完了したときは、鎌倉市企業立地整備費等補助金実績報告書（第5号様式）に、別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、補助金額を確定し、当該補助事業者に対し、速やかに鎌倉市企業立地整備費等補助金交付額確定通知書（第6号様式）により通知するとともに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。
- (3) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (4) 前条の補助金確定後、3年以内に正当な理由によることなく、当該事業所における事業を

中止したとき。

- (5) 補助を受けて設置した資産を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数に相当する期間内に他者に譲渡したとき。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第12条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、消費税の簡易課税を選択している場合を除き、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により、速やかに市長に対して報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（書類の整備等）

第13条 補助事業者は、当該補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助金が交付決定された日の属する会計年度の終了後3年間保管しなければならない。

（報告等）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業及び雇用の状況について、報告若しくは書類の提出を求め、又は調査することができる。

（法令等の遵守）

第15条 補助事業者等は、補助事業等を実施することの社会的な責任を自覚し、当該補助事業等の実施に当たっては、誠実に実施するとともに、法令等を遵守しなければならない。

- 2 市長は、補助事業等の実施に係る補助事業者等の法令等の遵守状況について確認するため、必要な報告を求めることができるものとする。

- 3 補助事業者等は、前項の規定による報告を求められたときは、市長に対し報告を行わなければならない。

（準用）

第16条 前各条に定めるもののほか、この要綱による補助については鎌倉市補助金等に係る予算の

執行に関する取扱要綱（昭和41年2月告示第23号）に定めるところによる。

（その他の事項）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年6月21日から施行する。

別表第1（第4条）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
リフォーム補助	①オフィス等の内装の変更に係る経費や家屋と一体となる造作に係る経費。 ②通信設備やその設置に係る経費。 ③バリアフリー化を含む外構工事に係る経費（オフィス等の敷地のうち事業者の占有部分を含む）。	50%以内	300万円（オフィス等の床面積が100㎡未満は150万円）
賃料（家賃）補助	①賃貸借契約に基づく賃料等（共益費は含み、敷金、権利金その他これらに類する経費を除く。）のうち、専ら助成事業の用に供される部分に相当する賃料等。 ②オフィスを稼働した日の属する月の翌月から起算して連続6月以内（ただし、同年度内		1月当たり25万円

	に領収書の写し等が交付される利用分まで)。		
--	-----------------------	--	--

別表第2 (第5条)

補助対象事業	共通添付書類	添付書類
リフォーム補助	①法人の場合は、登記事項証明書、個人の場合は事業所を証明する書類 ②会社の経歴書又はこれに類するもの ③3年以上事業を継続する計画を記載した事業計画書	①工事着手前の写真 ②購入、賃貸借契約に係る物件のレイアウトを示す図面 ③物件の面積が確認できる書類 ④見積書の写し等
賃料(家賃)補助	④事業計画図(位置図、設計図、配置図等) ⑤収支予算書 ⑥その他市長が必要とする書類	①オフィス稼働前の写真 ②賃貸借契約に係る契約書の写し及びそれに付随する書類一式等

別表第3 (第9条)

補助対象事業	共通添付書類	添付書類
リフォーム補助	①収支精算書 ②収支を証する書類(領収書の写し等) ③市内で事業所を有している事業者で、市内に事業所を新規に整備する事業者は、事業所別	①契約書の写し ②精算設計図(実施設計図と同一の場合は省略できる。) ③施工写真及び工事完成写真 ④サテライトオフィスを整備する事業者はオフィスに通信環境を備えたことがわかる書類(契約書等)
賃料(家賃)補助	被保険者台帳の写し ④その他市長が必要とする書類	①オフィス稼働後の写真 ②サテライトオフィスを賃借する事業者はオフィスに通信環境を備えたことがわかる書類(契約書等) ③サテライトオフィスを賃借す

		る事業者は補助対象期間における利用状況がわかる書類
--	--	---------------------------